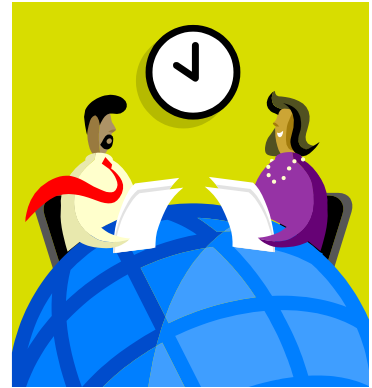


スムーズに法律相談を受けるためのポイント

法律問題は多様性・専門性を持つものであり、早期に専門家である弁護士に相談する事が重要になりますが、いざ相談という時に「どの弁護士に相談すればいいか?」「どう相談すればいいか?」と思い悩んでしまい、敷居が高く感じてしまう方が多いと思います。

商工会でご案内している「法律相談をご活用下さい!」は、こういった敷居が高いと感じてしまう方のために無料あるいは少しの負担で、お気軽に相談していただくためのご案内です。

ただ、こういった無料相談等でも、よりスムーズに相談を受けるためのコツがいくつかありますので、それらをご紹介しますと思います。



① 必ず予約を!

無料・有料を問わず法律相談は予約制です。予約が一杯になってしまう場合もあるので、相談したい場合は、できるだけ早く各窓口にお問い合わせをしましょう。

② 事件の経過を時系列でまとめて、証拠資料を用意しておく

交通事故や労災事故などを除けば事件は突然起こるものではありません。必ずそこに至るまでの経過があるはずですから、それを次のような様式の表を使って、時間の経過に沿って漏れなくまとめておきます。(サイズはA4横。商工会に簡単な様式もあります)

年月日	事 実	証 拠
(例) 平成〇〇年〇月〇日	(例) 〇〇株式会社に商品〇〇を納入し、納品書を渡した	(例) 納品書 (No.〇)
平成〇〇年〇月〇日	〇〇株式会社に〇〇円の請求書を発送した	請求書 (No.〇)
}	}	}

これによって弁護士に状況を速やかに理解してもらえますので、限られた相談時間の中で説明する時間を節約し、アドバイスしてもらおう時間を確保する事ができます。

また、証拠書類の原本や写し、あるいは現場写真や函面等を用意しておくとともに、事件の相手方を特定する意味から、相手が法人の場合は商業登記簿謄本を、不動産事件の場合は不動産の登記簿謄本を取り寄せておく事も必要です。

③ 自分の考えている事、こうして欲しい事をはっきり伝える

相談者が事件をどう考えていて、どうして欲しいのか分からないと、弁護士もできる事、できない事を速やかにアドバイスする事ができず、限られた時間の中で、結果として方向性も出せずに時間切れという結果になりかねませんので、相談の際には自分の考えている事、こうして欲しい事をはっきりと伝えましょう。

詳しいことは商工会の経営指導員までお気軽にご相談下さい!

軽井沢町商工会 (TEL: 45-5307)